

令和4年度前期選抜募集要項

福島県立梁川高等学校
〒960-0735 伊達市梁川町字鶴ヶ岡33番地
Tel (024) 577-0037
Fax (024) 577-7550

1 募集定員

- 1 特色選抜 全日制・普通科、募集定員（80名）の40%程度とする。
- 2 一般選抜 全日制・普通科、募集定員（80名）から特色選抜において合格と判定された者の数を除いた数とする。

2 出願資格

出願できる者は、次の1または2に該当する者とする。

ただし、特色選抜への出願資格については、加えて「12 選抜方法・選抜資料」の特色選抜「1 志願してほしい生徒像」を踏まえ、自ら志願する動機・理由が明白かつ適切である者とする。

- 1 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和4年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業生及び卒業見込の者」という。）
- 2 中学校卒業生と同等以上の学力があると認められる者
 - (1) 外国において、学校教育における9年の課程を修了した者
 - (2) 文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - (3) 文部科学大臣の指定した者
 - (4) 就学義務猶予免除者等の中学校卒業程度認定規則(昭和41年文部省令第36号)により、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認定された者
 - (5) 高等学校において、中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者

3 通学区域

通学区域は、「福島県立高等学校の通学区域に関する規則」による。

4 出願方法及び出願期間

- 1 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。
- 2 上記1以外の者は、直接、本校校長に出願する。
- 3 志願者は、本校に限り、特色選抜と一般選抜のいずれか又は両方に出願することができる。
- 4 出願期間は、令和4年2月3日（木）から2月8日（火）までとする。

受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。ただし、土曜日及び日曜日は受け付けない。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、必要額の切手を貼付した長形3号以上の返信用封筒を同封の上、令和4年2月8日（火）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

5 出願に必要な書類

- 1 中学校卒業生及び卒業見込の者

- (1) 入学願書（県所定のもの）
- (2) 令和4年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下、「調査書」という。県所定のもの）
ただし、年齢20歳以上の者については、本校校長の判断により、調査書の提出を免除することができる。
なお、提出期間は令和4年2月15日（火）から2月16日（水）までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。
- (3) 特色選抜志願理由書（本校所定のもの）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
- (4) 受験票用紙（県所定のものに、受験番号欄の学科名、中学校名、志願者氏名を記入したもの）
- (5) 入学検定料納付済証明書用紙（県所定のものに、中学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

2 上記1以外の者

- (1) 入学願書（上記1-(1)に同じ）
 - (2) 特色選抜志願理由書（上記1-(3)に同じ）
ただし、一般選抜のみに出願する志願者については不要とする。
 - (3) 健康診断書（令和4年1月以降に医師の診断を受けたもの）
ただし、「2 出願資格」の「2 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者」の(2)に相当する者については、健康診断書の提出を免除することができる。
 - (4) 履修証明書、学習成績証明書
ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの。
 - (5) 受験票用紙（県所定のものに、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）
 - (6) 入学検定料納付済証明書用紙（県所定のものに、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）
- 3 中学校長は、本校校長に入学願書を提出するとき、前期選抜志願者名簿（県所定のもの）を添付する。
- 4 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。
ただし、志願者において消印しない。

6 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（県所定のもの）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

- 1 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参する。
郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、必要額の切手を貼付した返信用封筒（定形）を同封する。
- 2 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。
- 3 提出期間は、令和4年2月15日（火）から2月16日（水）までとする。郵送の場合には、令和4年2月16日（水）の消印有効とする。持参の場合の受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

7 県外等からの出願

- 1 隣接県の隣接学区内からの出願については、別に隣接県教育委員会と福島県教育委員会が相互に定める入学志願者の取扱いに関する協定により、本校校長が処理する。
- 2 上記1以外の県外からの志願者は、前記5に示した出願書類のほか、次の書類を提出する。
 - (1) 他都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類
志願者の在学（出身）中学校長は、当該都道府県の公立高等学校を志願しないことを証明する書類（県所定のもの）を作成し、当該都道府県の教育委員会教育長の証明を受ける。

- (2) 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。
- 3 保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願する者については、前記5に示した出願書類のほかに次の書類を併せて提出する。
 - (1) 保護者が本校の通学区域に居住することになることを証明する書類
市町村長が発行する「住民票の写し」
ただし、住民登録ができない事情がある場合は、保護者の勤務先の所属長が発行する「転勤見込証明書」など、本校の通学区域に居住することになることを証明する書類で代替することができる。

8 願書受付

- 1 本校においては、受験番号を記入した受験票及び入学検定料納付済証明書を交付する。志願者は、交付された入学検定料納付済証明書については、写しをとっておく。
- 2 本校校長は、志願者の入学願書について精査し、次の(1)、(2)のいずれかに該当すると認めた場合は、入学願書の受付を取り消すことができる。
 - (1) 入学願書に記載した事項に虚偽があるとき
 - (2) 所定の手続きを経ないで、他通学区域から出願したとき

9 出願先変更

志願者は、令和4年2月9日(水)から2月14日(月)までの期間内で、1回に限り、出願先及び出願した選抜を変更することができる。

受付時間は、出願の場合と同じである。ただし、土曜日、日曜日及び祝日は受け付けない。

- 1 本校内で出願した選抜を変更する場合は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に前期・連携型選抜出願先変更願(県所定のもの)を添えて、在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- 2 他の高等学校へ出願先を変更する場合は、次の手続きによる。
 - (1) 出願先の変更を希望する者は、前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願(県所定のもの)を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
 - (2) 前期・連携型選抜出願先変更承認書交付願を受けた本校校長は、前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を交付する。
 - (3) 出願先の変更を希望する者は、新たに作成した入学願書及び受験票用紙に上記前期・連携型選抜出願先変更承認書及び前期・連携型選抜出願先変更連絡書を添えて、在学(出身)中学校長を通して変更先の高等学校長に提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、変更先の高等学校長に提出する。
- 3 出願先変更の際に新たに提出する入学願書には、「福島県収入証紙」及び「入学検定料納付済証明書」を貼付する必要はない。
ただし、出願先変更により入学検定料の不足が生ずる場合は、入学願書に不足額の「福島県収入証紙」を貼付する。
- 4 出願先変更により特色選抜に新たに出願する者は、新たに作成した特色選抜志願理由書を在学(出身)中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業後及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

- すでに交付を受けた受験票は返還する。

10 出願の取消し

- 中学校卒業後及び卒業見込の者が前期選抜の出願を取り消す場合は、出願取消届（県所定のもの）を、在学（出身）中学校長を通して出願期間終了後に本校校長に提出する。
- 上記1以外の者は、出願取消届（県所定のもの）を出願期間終了後に、直接、本校校長に提出する。
- 前期選抜の出願を取り消す者は、本校に受験票を返還する。
ただし、すでに納付された入学検定料については返還しない。

11 出願の特例措置

- 県外からの出願
保護者の転勤に伴う一家転住等により、出願書類提出期間に手続きができなかった者が、新たに出願する場合は、出願先変更期間に限り、これを受け付ける。その手続きは、「7 県外等からの出願」の2を準用する。
- 出願先変更
保護者の転勤に伴う一家転住等により、県内において学区を越えて出願先変更をする者については、「9 出願先変更」を準用するが、保護者が当該学区内に居住することになることを証明する書類を併せて提出する。

12 選抜方法・選抜資料

特色選抜

- 志願してほしい生徒像
本校では、「知性 誠実 責任」の校訓のもと、「進路希望の実現」「基礎学力の向上」「人間性・社会性の育成」を重点事項に掲げ、生徒一人ひとりを大切にし、地域に認められ、地域に求められるこころ豊かな生徒の育成に丸となって取り組んでいる。そこで本校では、次のような生徒を求めている。
 - 明確な進路目標を持ち、その目標の実現に向けて地道な努力を継続できる者
 - 部活動・生徒会活動やクラスの活動などで主体的に活動できる者
 - 基本的な生活習慣が確立しており、率先して規律を守り、良識ある行動がとれる者
- 選抜方法
中学校長から提出された特色選抜志願理由書、調査書の審査結果、学力検査の成績、作文及び特色選抜に係る面接（以下「特色面接」という。）を資料として、本校の特色等に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。
- 選抜資料
 - 学力検査
学力検査を実施する教科は次のとおりとし、各教科の満点を50点、検査時間はそれぞれ50分とする。
国語 社会 数学 理科 外国語（英語）
なお、外国語（英語）の検査には、「放送によるテスト」を含む。
 - 特色選抜志願理由書
本校への志願の動機・理由、中学校での部活動・生徒会活動等について（具体的な実績）、高校生活で学びたいこと・取り組みたいことについて、本人が記入する。内容は精査する。
 - 調査書

「各教科の学習の記録」は135点満点とし、「特別活動等の記録」は55点満点とし、「長所・特技等の記録」は5点満点として、合計195点満点とする。

(4) 特色面接

個人面接を実施する。面接については点数化し、40点満点とする。なお、特色選抜と一般選抜の両方に志願している場合、特色面接の実施をもって一般面接の実施とみなす。

(5) 特色検査

作文を実施する。当日指定されたテーマについて、400字以内で志願者自身の体験等に即して思いや感想を述べる作文とする。作文については点数化し、20点満点とする。

(6) 選抜資料の満点

全体の満点は、505点とする。

4 学力検査

(1) 日時 令和4年3月3日(木) 午前9時～午後3時10分

(2) 日程

9:00 9:50 10:10 11:00 11:20 12:10 13:10 14:00 14:20 15:10

国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会
----	---	----	---	-------------	----	----	---	----

(50分) (20分) (50分) (20分) (50分) (60分) (50分) (20分) (50分)

(3) 会場 福島県立梁川高等学校

(4) その他 当日は受験票、昼食、上履き、その他学力検査に必要な用具を持参

して、午前8時20分までに来校すること。なお、受付は生徒昇降口で午前8時より行う。携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

5 作文・面接

(1) 日時 令和4年3月4日(金) 午前9時～

(2) 日程 午前9時～午前9時40分 作文
午前10時15分 面接開始

(3) 会場 福島県立梁川高等学校

(4) その他 当日は受験票、昼食、上履き、その他学力検査に必要な用具を持参

して、午前8時20分までに来校すること。なお、受付は生徒昇降口で午前8時より行う。携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

一般選抜

1 選抜方法

中学校長から提出された調査書の審査結果、学力検査の成績、一般選抜に係る面接（以下「一般面接」という。）を資料として、本校の特色等に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

なお、特色選抜と一般選抜の両方に出願した志願者が、特色選抜に不合格になった場合は、一般選抜のみの志願者と併せて選抜の対象とする。また、学力検査と調査書の成績の比重は同等とする。

2 選抜資料

(1) 学力検査

学力検査を実施する教科は次のとおりとし、各教科の満点を50点、検査時間はそれぞれ50分とする。

国語 社会 数学 理科 外国語(英語)

なお、外国語(英語)の検査には、「放送によるテスト」を含む。

(2) 調査書

「各教科の学習の記録」は195点満点、「特別活動等の記録」は55点満点とし、合計250点満点とする。
「長所・特技等の記録」は内容を精査する。

(3) 一般面接

個人面接を実施する。面接については段階評価する。

(4) 選抜資料の満点

全体の満点は、500点とする。

3 学力検査

(1) 日時 令和4年3月3日(木) 午前9時～午後3時10分

(2) 日程

9:00 9:50 10:10 11:00 11:20 12:10 13:10 14:00 14:20 15:10

国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会
----	---	----	---	-------------	----	----	---	----

(50分) (20分) (50分) (20分) (50分) (60分) (50分) (20分) (50分)

(3) 会場 福島県立梁川高等学校

(4) その他 当日は受験票、昼食、上履き、その他学力検査に必要な用具を持参

して、午前8時20分までに来校すること。なお、受付は生徒昇降口で午前8時より行う。携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

4 面接

(1) 日時 令和4年3月4日(金) 午前9時～

(2) 日程 午前9時 面接開始

(3) 会場 福島県立梁川高等学校

(4) その他 当日は受験票、昼食、上履き、その他学力検査に必要な用具を持参

して、午前8時20分までに来校すること。なお、受付は生徒昇降口で午前8時より行う。携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

13 合格者発表

1 令和4年3月14日(月) 正午以降、合格者の受験番号を生徒昇降口に掲示する。

なお、電話による問い合わせには応じない。

2 合格者に対し、合格通知書を交付する。合格通知書は、受験票と引換に本人に直接交付する。

3 提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことがある。

14 追検査等

追検査の受験資格がある志願者は、前期選抜実施日に記録的な大雪や大地震等の非常災害による交通遮断等により欠席や大幅な遅刻を余儀なくされた者、インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり欠席した者及び新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した者とする。なお、インフルエンザ等学校感染症とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

追検査等の実施については、当該受験者が欠席した選抜を実施し、当該受験者を他の受験者と併せて合否判定の対象とする。

1 学力検査

(1) 日時 令和4年3月9日(水) 午前9時～

(2) 日程（一般選抜・特色選抜共通）

9:00 9:50 10:05 10:55 11:10 12:00 12:50 13:40 13:55 14:45

国語	休	数学	休	外国語 (英語)	昼食	理科	休	社会
----	---	----	---	-------------	----	----	---	----

(50分) (15分) (50分) (15分) (50分) (50分) (50分) (15分) (50分)

なお、非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。

(3) 会場 福島県立梁川高等学校

(4) その他 当日は受験票、昼食、上履き、その他検査に必要な用具を持参して、午前**8時20分**までに来校すること。なお、受付は生徒昇降口で午前**8時**より行う。携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

2 面接、作文

(1) 日時 令和**4年3月10日**（木） 午前9時～

(2) 日程

一般選抜 午前9時 面接開始

特色選抜 午前9時～午前9時40分 作文

午前9時55分 面接開始

なお、非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。

(3) 会場 福島県立梁川高等学校

(4) その他 当日は受験票、昼食、上履き、その他検査に必要な用具を持参して、午前**8時20分**までに来校すること。なお、受付は生徒昇降口で午前**8時**より行う。携帯電話、スマートフォン、ウェアラブル端末、電子辞書等の電子機器類は持ち込まないこと。

3 追検査等受験の手続き

インフルエンザ等学校感染症に罹患した志願者が、前期選抜実施日に欠席し、志願者本人が追検査の受験を希望する場合、インフルエンザ等学校感染症罹患患者追検査等受験願（県所定のもの）に医師の診断書を添付し、令和**4年3月7日**（月）午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した者も、インフルエンザ等学校感染症罹患患者追検査等受験願（県所定のもの）の追検査等受験願提出理由の欄に新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から受験できないこととされた理由を記入し、令和**4年3月7日**（月）午後4時までに本校校長へ提出する。その場合も、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。

なお、非常災害による交通遮断等により遅刻又は欠席した志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

本校校長は追検査等の受験資格を認めた者に対して、追検査等受験許可証（県所定のもの）を交付する。

4 定員について

定員枠については、募集定員の外枠とはしない。

5 その他

令和**4年3月3日**（木）の学力検査の際、インフルエンザ罹患患者や体調不良者（ただし、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされる者を除く。）の別室受験についてはこれまでどおり認めることとする。この場合、学力検査を1教科でも受験した志願者は、追検査（学力検査）を受験できない。

15 その他

1 前期選抜及び追検査を、新型コロナウイルス感染症への対応として特別な措置が必要とされ欠席した志願

者は、新型コロナウイルス感染症対応選抜第1日程に出願することができる。

- 2 前期選抜で不合格となった者が、後期選抜に出願するときは、令和4年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱の定めるところにより、新たに出願書類を提出する。
- 3 合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（県所定のもの）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。ただし、中学校卒業者及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。